

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	62-5	担当課	薬務衛生課
法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	根拠条項	29-1	許認可等の内容	指定検査機関の事業計画等の認可及び変更認可	
<p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (抄) (平成二年六月二十九日号外法律第七十号) (事業計画の認可)</p> <p>第二十九条 指定検査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に (第二十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その指定に係る都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>&lt;法第二十一条第一項&gt; (食鳥検査機関の指定)</p> <p>第二十一条 都道府県知事は、その指定する者 (以下「指定検査機関」という。) に、食鳥検査の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (抄) (平成二年六月二十九日号外厚生省令第四十号) (事業計画等の認可の申請)</p> <p>第四十二条 指定検査機関は、法第二十九条第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、様式第八号による申請書に認可を受けようとする事業計画書及び収支予算書を添付し、その指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 指定検査機関は、法第二十九条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第九号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。</p>						